



対象となる可能性のある人に、案内通知を郵送します

町臨時福祉給付金等給付事業実施本部（健康福祉課内） ☎ 33・9001

# 「平成28年度臨時福祉給付金」「障害・遺族年金受給者向け給付金」の受付が始まります

消費税増税に伴う臨時福祉給付金と、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない障害・遺族年金受給者向け給付金について、対象となる可能性のある人へ案内通知を9月中旬に送付します。  
申請手続の詳細については、案内通知をご確認ください。

申請期間 **9月26日(月)～12月26日(月)**  
(申請期間を過ぎると受付できません)

## 平成28年度臨時福祉給付金

### 支給対象者

(条件すべてに該当する人)

- 平成28年1月1日現在、田原本町に住民登録している人
- 平成28年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない人
- 平成28年度分の市町村民税(均等割)が課税されている人の税法上の扶養親族等(※)でない人

※扶養親族等：税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族(16歳未満の年少者を含む) 白色・青色事業専従者

●生活保護を受給していない人  
給付金額 1人につき3千円(1回限り)

## 障害・遺族年金受給者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

### 支給対象者

(条件すべてに該当する人)

- 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者
- 平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給されている人

※高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を受給された人は、障害・遺族年金受給者向け給付金の対象になりません。

給付金額 1人につき3万円(1回限り)



イメージキャラクター カクニンジャ

次の人はお問い合わせください

- 税の申告の義務がない未申告の人は、申請受付期間中に税の申告をした結果、上記の支給対象要件に該当する場合は、申請受付期間中に給付金の申請手続をしていたことで給付金を受けることができません。
- 平成28年5月分の障害、遺族基礎年金を受給の人で、かつ申請書が届かなかった人のうち、上記の支給対象要件に該当すると思われる人
- 上記の支給対象要件に該当する人で、9月末になっても案内通知が届いていない人

「臨時福祉給付金」や「障害・遺族年金受給者向け給付金」を装う「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

町や県の職員をかたった不審な電話や郵便が届いたりしたら、迷わず町や最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金について詳しくはコチラ

厚生労働省給付金専用ダイヤル

0570-037-192

午前9時～午後6時(平日のみ。ただし、12月18日までは土・日曜日、祝日も開設)

厚生労働省の特設ホームページ

カクニンジャ

